広島市立沼田高等学校食事提供業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務内容等

(1) 業務名

広島市立沼田高等学校食事提供業務

(2) 業務概要

広島市立沼田高等学校における寄宿舎(以下「寮」という。)で生活する同校体育コースに在籍する生徒に対してアスリートに相応しい水準の食事の提供を、同校に在籍するその他の生徒に対して心身の健全な発達に資する食事の提供を行う。

(3) 業務内容

別紙「広島市立沼田高等学校食事提供業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 概算事業費

本業務に係る費用の上限額は、次のとおりとする。

58,716,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

令和7年度 19,572,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。 令和8年度 19,572,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

令和9年度 19,572,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。」

(6) 事業担当課

広島市立沼田高等学校及び広島市教育委員会学校教育部指導第二課

(問合せ先:広島市教育委員会学校教育部指導第二課)

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市教育委員会学校教育部指導第二課

TEL 082-504-2704 (直通) FAX 082-504-2142

E-mail kyo-sido2@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

以下に示す要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年規則第28号)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、法令に基づく営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札応募資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市ホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/ のトップページ上の「事業者向け情報」 \rightarrow 「入札・契約情報」 \rightarrow 「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」 \rightarrow 「令和7年度」)からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和7年2月14日(金)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

前記1(6)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

4 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

- ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第1号)
- イ 前記3の応募資格に該当していることが確認できる書類
 - (ア) 広島市税の納税証明書(写し可)

「令和〇〇年〇〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書(証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。)

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

- (ウ) 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)
- (2) 提出期間

公示日から令和7年1月31日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(6)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。) により提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

資格確認後、令和7年2月7日(金)までに応募資格確認結果を電子メールで通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

アー受付期間

公示日から令和7年1月30日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

前記1(6)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後に質問書が提出場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接メールで回答するとともに、前記 1 (6)の事業担当課である<u>広島市教育委員会学校教育部指導第二課</u>において、令和 7 年 2 月 1 4 日(金)までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページ(前記 3 プロポーザル説明書等のダウンロードページと同様)にも掲載する。

6 現地確認

現地の確認を令和7年1月30日(木)から令和7年2月14日(金)まで(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の期間、15時00分~15時30分の間で実施する。

参加を希望する者は、前記 1(6)の事業担当課である<u>広島市教育委員会学校教育部指導第二課</u>に令和7年1月31日(金)17時までに連絡すること。日時については、調整の上、希望者に連絡する。なお、人数は3名以内とし、職員による説明は行わない。許可された範囲でのみ行動することとし、施設の写真及び動画の撮影は原則可とする。厨房内に立ち入って確認を行う場合は、2週間以内に検便を実施し、白衣、帽子、マスク、履物等を身に付け、手洗い、消毒を行った者のみ可とする。

7 企画提案応募申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第3号)	1 部
イ 企画提案書 (様式第4号)	12部(正本1部+副本11部)
ウ 収支計画書(様式第5-1・2号)	12部(正本1部+副本11部)
工 決算報告書(過去3期分)	12部(正本1部+副本11部)
才 税務申告書一式(過去3期分)	12部(正本1部+副本11部)
カ 勘定残高内訳明細書(過去3期分)	12部(正本1部+副本11部)
キ 寮の食事献立案 (2週間分 (14日 分)以上)、写真等 (主食及び副食等の イメージがわかるもの)	12部(正本1部+副本11部)
ク 食堂のメニュー案、写真等(食事内 容のイメージがわかるもの)	12部(正本1部+副本11部)
ケ その他企画提案内容を説明するため に必要な書類(任意)	12部(正本1部+副本11部)
コ 応募者の概要・事業内容等を説明す るために必要な資料(任意)	12部(正本1部+副本11部)

- ※ 「(別紙) 提案依頼事項」を参照して、作成すること。
- (2) 提出期間

公示日から令和7年2月14日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(6)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。) により提出すること。

- (5) 留意事項
 - ア 提案は、1者につき1件とする。
 - イ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定しうる情報は正本のみに記載し、副本には 記載しないこと。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。
 - ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
 - エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、遅滞なく「取下願」(様式第6号)を提出すること。 また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」 を提出すること。
 - オ 提出書類は返却しない。

8 審査方法

(1) 審査

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた受託候補者 特定基準に従い、広島市立沼田高等学校食事提供業務プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員 会」という。)において審査する。

(2) 審査委員の構成

委員の氏名及び職名は、受託候補者の特定後に公表する。

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり

(4) プレゼンテーション

ア 実施方法

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション(20分程度、質疑応答を含む。)を行う。

プレゼンテーションの参加人数は1者あたり3名までとし、パワーポイント等の機器の使用はできない。また、プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

イ 日時等

実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

(5) 受託候補者の特定

審査委員会での評価の結果、得点の総計が最も高い企画提案書を提出した者を受託候補者とする。 なお、得点の総計が最も高い応募者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者 を特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が本市の求める 最低限の水準(6割)に満たない、又は観点のうち1つでも不十分に該当する場合は、選定の対象 外とする。

応募者が1者の場合は、その応募者が受託候補者として適しているか否かを、審査委員会で審議する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

なお、受託候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(7) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名、各応募者の審査結果(順位、点数を含む。)を広島市ホームページに おいて公表する。

(8) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、質問等に対する回答は、 その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により行う。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合において、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 受託候補者の特定後、受託候補者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、当該決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成、その他プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

- (3) 提出された応募書類は、受託候補者特定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例 (平成13年広島市条例第6号) 第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事 業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の 範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、または、内 容を提示することを禁止する。
- (5) 次の場合は失格とする。
 - ア 応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合 イ 企画提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- (6) プロポーザル応募者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、 本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、当該委員 に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、応募 資格を失うとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 別紙「広島市立沼田高等学校食事提供業務委託仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したもの であり、受託候補者の提案内容は、その履行を確保するものとする。
- (8) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は、令和7年4月 1日とする。

11 スケジュール

令和7年1月24日(金) 応募資格確認申請書等受付開始

令和7年1月30日(木) 質問書提出締切

令和7年1月31日(金) 応募資格確認申請書提出締切

令和7年2月14日(金) 企画提案応募申込書及び企画提案書提出締切

(別途定める日) 審査委員会(受託候補者の特定)

12 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ
02 公募型プロポーザル説明書	(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)
03 (別紙) 受託候補者特定基準	のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・
04 仕様書	契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・
04-1(参考様式1)業務実施報告書	コンペの案件情報」→「令和7年度」へ画面を展
04-2(参考様式 2)業務従事者報告書	開し、入札案件の添付資料からダウンロードする
04-3 (参考様式2-1) 業務従事者変更報告書	こと。
05 提案依頼事項	
06 委託契約書(案)、(別紙)支払内訳書、広島市	
委託契約約款、個人情報取扱特記事項	
07 (様式第1号) 公募型プロポーザル応募資格確	
認申請書	
07-1 (様式第2号) 質問書	
07-2 (様式第3号) 企画提案応募申込書	
07-3(様式第4号)企画提案書	
07-4 (様式第5-1・2号) 収支計画書	
07-5 (様式第6号) 取下願	
07-6 (様式第7号) 申立書	